

第3回西和賀町議会決算審査特別委員会

令和元年9月17日（火）

午前 9時30分 開 議

委員長 出席委員数は全員であります。

会議は成立をしております。

これより本日の会議を開きます。

細井町長並びに佐藤教育長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

それでは、本日の会議に入ります。

本日は、学務課、生涯学習課、建設課、上下水道課、林業振興課の順に審査を行います。

上下水道課の審査は、認定第5号 平成30年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 平成30年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の2特別会計と認定第9号 平成30年度西和賀町水道事業会計決算、また学務課、生涯学習課、建設課、林業振興課は認定第1号 平成30年度西和賀町一般会計歳入歳出決算が審査の対象となります。

それでは、学務課の審査を行います。学務課が所管する2款総務費、3款民生費、10款教育費について、学務課長から事業の説明を求めます。

学務課長。

学務課長 おはようございます。それでは、教育委員会学務課が所管する主な決算内容についてご説明申し上げます。

皆様に配付しております学務課を抜粋した決算書で説明いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに2ページをお開き願います。2款1項5目財産管理費です。25節、教育施設整備基金積立金2,006万9,000円は、今後の教育施設の整備のため基金積み立てを行ったもので、

この積み立てにより平成30年度末の基金現在高は2億7,891万9,000円となっております。

その下段になりますが、西和賀高等学校魅力化支援基金2,000万円は、西和賀高校に入学した生徒が意欲的に学業やクラブ活動等に励むことができる環境を整備する事業支援に必要な財源を確保するために積み立てを行ったものです。この積み立てにより基金残高は3,636万9,000円となります。

続いて、3款2項1目児童福祉総務費の13節委託料について説明いたします。学童保育業務委託料913万2,600円ですが、保護者が仕事等により日中家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童に授業終了後の生活の場の提供等を行っているもので、社会福祉協議会に運営を委託しております。平成30年度利用者数は、湯田学童クラブ、利用実人数34人、延べ利用人数3,310人、沢内学童クラブ、利用実人数27人、延べ利用人数2,996人となっております。開所日数はどちらも290日、指導員はどちらも3人体制です。

次に、病児保育業務委託料590万4,000円ですが、病気のために集団の保育や家庭での保育が困難な児童を一時的に専用施設で預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援しているものです。委託先はさわうち協立診療所、年間利用者数は115人となっております。

次に、保育所措置委託料(湯本保育園)3,986万1,176円ですが、入所措置人数は平成31年3月末現在で31人です。その下の川尻保育園は4,393万3,790円で、入所措置人数は35人、広域入所分ですが、76万8,310円、入所措置人数は1名で、入所先は金ヶ崎町の保育園となっております。

ります。

次に、19節、にしわが愛児会補助金464万5,098円ですが、にしわが愛児会の円滑な運営を図るため、本部会計に対し補助を行っている分で193万円、主に経理担当事務職員の雇用に係る人件費分の経費の助成を行ったものです。このほか、川尻保育園の屋根補修工事補助として271万5,098円の助成を行っております。

それでは、次に10款教育費に係る主な決算内容を説明申し上げます。初めに、6ページをお開き願います。10款1項2目事務局費、8節報償費、講師謝礼284万4,480円は、西和賀高校魅力化支援事業の学習支援対策として行っている小論文講座や休日の課外授業の講師謝金となります。小論文講座は年4回、休日の課外授業はその月によって違いますが、高総体終了後の土日を主として開催しております。

そのほか、公営塾事業で実施しました町民教養講座の講師謝金となります。まちなか交流館オープニングで地域振興をテーマに講演していただいた松田道雄氏を初め、災害対応、アンガーマネジメント講座など全8回を開催し、延べ457人の方々に参加いただいております。

次に、8ページになります。13節、下宿業務委託料132万円は、平成30年度から小規模校の特性を生かしたきめ細かな学習及び部活動に取り組む西和賀高校に広く県内から入学生を募集し、充実した高校生活を送ることができるように西和賀町下宿生として受け入れを行いました。下宿業務を引き受けていただいた方2名への業務委託料となります。川尻地区の住宅に1年生3人、湯本地区の住宅に1年生1人、合計2戸に4人の下宿生を受け入れました。また、今年度からは今後の人数的な対応や地理的な利便性等を考慮し、湯本地区の旧旅館施設に集約をさせていただき、新たに1年生が加わり、下宿生は合計5名となっております。

8ページの一番下になります。19節負担金補助及び交付金、西和賀高校魅力化支援事業補助

金539万4,364円の内訳ですが、大きく4つになります。1つ目は兄弟姉妹世帯通学費補助が69万9,700円で、内容は兄弟姉妹で西和賀高校に進学する生徒の通学費を助成し、保護者の負担軽減を図ったもので、入学時に兄や姉がいる場合、弟、妹の通学費を全額補助しているものです。平成30年度の対象者ですけれども、町内7人となっております。

2つ目は模試・資格検定試験補助が163万3,100円で、内容は生徒の進学、就職の希望をかなえるための学力向上対策として、模試試験や試験検定に係る受験費用の一部を助成したものです。英語検定、漢字検定、公務員等模試費用等含まれます。延べ人数としては1,035人に助成をしております。

3つ目は給食費補助が112万1,580円で、内容は昼食の副食代に係る経費を助成したもので、1食330円に対し180円を補助、自己負担は150円となっております。月平均43名が利用しており、利用率は38.4%となっております。

4つ目は海外派遣交流事業費補助が193万9,984円で、内容はオーストラリア、シドニーに2月16日から23日にかけて西和賀高校生5人、教員1人を派遣し、現地の高校生との交流、ホームステイ等を通じて英語力の向上、国際理解を深めるなど、生徒の育成が図られております。

それでは、決算附属資料の122ページをお開き願います。下段の西和賀高校魅力化支援事業をごらんください。これら補助金等を合計した魅力化支援事業の事業費決算は898万9,000円となります。うち西和賀高校魅力化支援基金充当額ですが、840万円となっております。そのほか、西和賀高校魅力化支援事業の事業概要、結果等はここに記載しておりますので、ごらん願います。

それでは済みません、抜粋した決算書に戻っていただきます。10ページをお開きください。10ページの一番下になります。10款2項1目7節賃金、臨時雇用賃金382万6,142円は主にスク

ールバス運転手賃金となります。朝夕の登下校、学校行事等の対応をお願いしているもので、基本的には4路線分が対象となっております。川尻、耳取、新田郷、貝沢路線です。

次に、14ページになります。10款2項2目教育振興費、20節扶助費、準要保護児童援助費155万3,018円は、援助を希望する家庭に対して認定基準に基づき審査を行い、該当児童19人に援助を行ったものです。援助内容は学用品、給食費、修学旅行費、医療費等になります。

16ページになります。10款3項1目学校管理費、7節賃金、臨時雇用賃金102万9,740円は湯田中学校路線のスクールバス運転手賃金です。登下校等対応ですが、1路線分となります。樺沢から左草、小繋沢を經由している路線となります。11節修繕料432万7,230円の主な修繕は、除雪機、スクールバスの車検修繕、沢内中学校内壁等の補修となっております。

18ページになります。20節扶助費、準要保護生徒援助費102万9,456円は該当生徒8人に援助を行ったものです。

18ページの後段からは学校給食費となります。10款5項3目1節報酬922万3,990円、学校給食調理員は嘱託調理員7人分の人件費となります。

20ページです。7節賃金40万3,545円、臨時雇用賃金は給食調理員の休暇に対応する代行調理員の賃金となります。以下、学校給食の経常経費になりますので、説明は省略させていただきます。

22ページの次のページ以降は左上に保育所名を入れておりますが、3保育所ごとの決算となります。

保育所費に関連して1点補足で説明させていただきます。歳入の12款2項2目2節児童福祉費負担金の保育所保育料において、収入未済額1万7,250円が発生しております。平成31年3月分の保育料の1世帯分が未納となりました。ことし8月に納入済みにはなっておりますけれ

ども、早期対応が大事であることを再認識しながら今後対応していきたいと思っております。

最後に、決算附属資料について若干説明させていただきます。決算附属資料の220ページをお開き願います。1、総務関係ですが、(1)、教育委員会議の開催ですが、平成30年度は定例会12回開催しております。

(2)、奨学金の貸与状況ですが、平成30年度貸し付けは20人、貸付金額は1,176万円、償還は51人、償還金額は1,038万6,400円となっております。

(3)、教員住宅の利用状況ですが、川尻、湯田、新町、泉沢合わせて11戸で、11戸全て利用されております。旧教員住宅については上野々、貝沢で6戸ありますが、上野々2戸について町内企業にお貸ししている状況ですし、貝沢1戸は地域おこし協力隊1名が利用しております。

221ページは平成30年度の児童生徒数などになりますので、説明は省略させていただきます。

以上で学務課の所管する主な決算内容の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

委員長 学務課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 おはようございます。附属資料の117ページの上段、次世代育成支援対策地域協議会事業ということでアンケート調査をしたようでありましたが、その結果についてお知らせをいただきたいというふうに思いますし、221ページが一番最後の施設修繕についてであります。これは先ほど整備基金等の利用をしながら学校施設等を整備するということだというふうに思いますが、平成30年度は資料に書かれているような教育施設の修繕をしたようであります。今後30年度の修繕を終えた段階で、これからもまだまだ修繕しなければならない箇所があるのか、その状況についてもお知らせをいただきたいと思っております。

もう一つであります。これは決算書附属資

料で見つけることができなかつたので、これはちょっと委員長にお詫いをしますが、平成30年度における給食センターにおける検討状況をお聞きしたいのですが、決算上関係ないということであれば質問ができないと思いますが、お詫いをいただければその件についてもご説明をいただければと思いますけれども。

委員長 学務課長。

学務課長 それでは、初めに子ども・子育て支援事業に関連してニーズ調査の結果についてお答えしたいと思います。このニーズ調査につきましては、就学前の児童の保護者が116人、あと小学校の保護者128人、あと妊産婦ということで18人の方に、それぞれことしの2月にアンケート調査を実施しております。その集計は終わっている段階ではありますが、この後子ども・子育ての検討委員会を開催するというようにしております。その場でその調査結果を委員の皆さんにお知らせして、協議していくということになりますので、議会のほうにはちょっと時期を見ながら皆さんにご提示していきたいと考えているところです。

あともう一点、修繕料についてお答えさせていただきます。個別施設計画のところでもお話しさせていただきましたが、各小学校、中学校ですが、やはり年数も経過しているということで修繕箇所等は発生してきております。そういった部分、個別施設計画で今策定中で現場を確認しているところですので、その内容を見ながら、先ほども基金積立のところでもお話ししましたが、今後の財源等の部分を考えていながら修繕対応に当たっていきたくて考えております。修繕箇所については今後も発生していく見込みではございますが、具体的なところは個別施設計画の結果を見て検討していきたいと考えております。

あと、給食センターの建設に関してお答えいたします。給食以外の調理提供の可能性を持たせた施設ということで、給食以外の調理ができ

るスペースを確保した形での計画を進めている状況ですけれども、全国的に例の少ないケースということもあり、中部保健所と関係機関との確認、あと現場の調理員さん方との意見交換を実施し、課題等を整理しながらその対応に当たっているという状況でした。将来的な人口減少、あと高齢化の進む町の課題等も踏まえながら、給食以外の調理対応ができるスペースを確保した上での対応ということを考えていますけれども、現状としては関係機関、現場職員との意見交換、その部分の意見交換の中で課題等を整理している段階ということになります。現場の調理員との意見交換というのがとても今重要なことと捉えておまして、時間は要しておりますけれども、この意見交換の時間は必要であると、大切なことだと思っております。こういった協議を踏まえながら今後の設計につなげていきたいという段階であるということをお報告させていただきます。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 施設修繕についてであります。今後の個別計画を踏まえてということではありますが、これまでは個別計画等ない中で施設修繕をされてきたということではありますが、そのなかった時期に整備計画というような、そういうものはなかったのか、壊れなければ、何か被害がなければその修繕をしなかったということなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

また、給食センターについてはいろいろな現場との協議等も重要だということは十分理解をしますが、それでは今後どのようなスケジュールというか、予定で進めるということのお考えなのか、その辺もちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 初めに、修繕の部分についてお答えさせていただきます。小中学校の修繕につきましては、予算要求時にもあるのですけ

れども、各学校から修繕の必要と思われる箇所のリストを出していただいております。そして、こちらのほうで現場確認を行い、優先順位を考え、早急に対応しなければならない部分は早急に対応するという、あとまだ次年度でも大丈夫という部分の判断、そういった部分を踏まえながら修繕対応に当たってきたということで、まず基本的には予算要求時に確認をしてきたということになります。あと、その都度発生した部分につきましては、担当課のほうで学校と連絡をとりながら出向いて現場確認を行い、補正、または持っている修繕費のほうで対応させていただいているという状況になります。

次に、給食センターの今後のスケジュール部分になりますけれども、今現場、栄養教諭さん、調理員さん含めた部分でのいろいろ実際の課題の部分を挙げていただいているところです。担当課としましても、そういった部分の意見交換というか、協議の場が一番重要だと捉えているところです。その後、学校等に説明をして、そしてその後に設計のほうの方針につなげていければと思っているところです。今は現場、そして学校との意見交換ですか、そういった部分に当たっていくということで、その流れの中で、お互いがと言ったらなんですけれども、こちらのほうで判断させていただいたところで設計の部分につなげて、発注というかですね、いきたいと思っているところでした。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 修繕のほうであります。予算編成時に各学校から修繕リストをいただいて、その中から緊急対応するような形で予算措置をしているということのご説明でしたが、おおむね各学校から来ているその修繕リストの中では、平成30年度においての修繕を終えて、大体どれくらいはそのリストの中で対応できているということなのか、その辺がわかればお知らせをいただきたいと思いますが、それと給食センターについて

であります。会議のその流れについては了解をして理解をしているところでありますが、時期的には、するとその会議がいつまでもかかれれば給食センターの建設はずっと遅くなるということのご説明なのか、時期的な大体の目安となるそういう構想があるのか、その点についてお伺いします。

委員長 学務課長。

学務課長 初めに、修繕についてお答えさせていただきます。当初予算要求に対して修繕対応できている部分については、担当課のおよそですけども、三、四割ぐらいと認識しております。

あと、給食センターにつきましては、当然こちらのほうとしても給食施設の老朽化、衛生基準を満たす形での施設となっていないことから、早急な対応をしたいのはやまやまなんですけれども、こういった現場との意見交換の時間が大切だと認識しております。当初の予定では令和3年の夏休み明けスタートを目指しておりましたけれども、今の部分の時間がとても大事だと思っていますので、ここの部分によってはスケジュールの変更もあり得るのかなと感じているところです。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 修繕についてはわかりました。

給食センターであります。そういう検討が重要だということは重々理解しております。その検討が重要だから、それが1年、2年時間をかけてもいいということでは、それとはまた話が違うのではないかなというふうに思うのですが、平成30年度もそういう検討をしたということでご説明をいただきましたが、もっとスピード感を持ってやっぱりそういう検討をされればいいということであって、それが当初の見込みで令和3年の夏休み後ということの予定であったのが遅れるかもしれないということですが、それではいつまでたっても緊急性、そ

ういうことで建設をしたいということで当局からご提案をされている事業が延び延びになってしまうのではないかなというふうに思いますが、少しその時間管理という面では甘いのではないかなというふうな気がします、その辺についてはどう考えていますか。

委員長 学務課長。

学務課長 担当課といたしましても、先ほども申し上げましたけれども、早く給食対応、衛生基準を満たす形での給食スタートをしたいという思いはあります。

協議がおくれてきたという部分ですけれども、決して担当課のほうでもおくらせたいと思っているわけではありません。ただ、今この協議の時間、先ほど来ちょっとお話しさせていただきましても、とても重要な時間だと感じているというところで、当然スピード感を持ってやらなければいけないということも重々わかっております。そういった部分を踏まえながら、急ぎたいのですが、ここの部分はもう少しお互いがよく話し合っていければという部分で考えているところです。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 時間をかければ十分な検討、協議ができるということではないというふうに私は思っております。そういう答弁を聞くと、当局からの説明では十分な検討、協議が必要だと言いながらやっていないのではないかと、それで時間がかかっているのではないかというような感じで受けとめてしまいます。何とか目標があるのであればやっぱり目標に向かって、必要があって意味のあることで、この財政規模が縮小する中、給食センターの建設をしたいということであるというふうに思いますので、その辺は留意をされながら31年度以降進めて、また詳細な建設計画等についても早い段階で議会のほうにもご説明をいただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 そのことを重々心して当たっていきたいと思いますし、お示しできる段階になった場合には早目に議会のほうにもそういった施設概要等を説明させていただきたいと思います。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも給食センターのことをお伺いいたします。

昨年一般質問で、給食センター老朽化ということで新しい施設をという質問させていただいたときに、9月補正で対応ということで、場所としては現在建設中の消防署左側町有地に建てるというところまで、去年はそういう答弁をお聞きしたのですけれども、今お聞きしますとなかなか順調にはいっていないようですけれども、その質問した際も言ったのですけれども、大野地区という場所を考えたときに病院施設ありますし、先ほど言ったように消防署が建設されます。消防署職員というのはなかなか外に出て食事ができないというようなこともあると聞いていますし、農協施設が統合になって大野地区1カ所になると。そういう方々への複合施設としてのサービスも考えたほうがいいのかという話をいたしました。

残念ながら子供たちは毎年10人ほどしか生まれていませんので、そのままこう上がっていくと劇的にふえるという、ふえなければいけないのでしょうかけれども、劇的にふえるという要素というよりも、毎年10人程度しか生まれないという状況を考えたときに、複合施設としてのニーズはあると思いますので、そういう方向で現在進んでいるのかということをお聞きしたいと思います。

その点が1点と、教員住宅について先ほど説明あったのですけれども、旧教員住宅ということで貝沢に4戸あるうちの利用されているのが1戸ということなのですけれども、この残りのあいている施設を利用する場合の条件というか、

規定というか、そういうのがあればお知らせください。

以上です。

委員長 学務課長。

学務課長 初めに、給食センターについてお答えしたいと思います。先ほどの説明で申し上げたところもあるのですが、将来的な人口減少、あと高齢化が進む町の課題等、そういった部分を踏まえた形で、給食以外の活用の可能性の部分も含めた施設を考えたいということで、今協議をさせていただいているところです。こういった部分になりますと、やはり現場の思いとかそういった部分が出てきますので、今話し合いを詰めている段階で、町の課題としてこれからの町のことを、課題を解決するためにも、給食施設以外での活用の方法も視野に入れた形で今進めているというところではあります。

あと、教員住宅の活用ですけれども、旧教員住宅につきましては個人にお貸しするというよりは、企業支援ということでお貸しをしているところです。貝沢の住宅につきましては地域おこし協力隊1名とは申し上げましたけれども、貝沢につきましては教育財産ではなくなり、普通財産として今総務課管理のほうに移らせていただいているという状況でした。教育財産で持っている上野々住宅につきましては、企業2社のほうに1人ずつですが、お貸ししているということになります。あと、貝沢の住宅については普通財産に移させていただいたので、総務課のほうと協議しながらという形になろうかと思っています。

以上です。

委員長 深澤重勝君。

7番 今この修繕計画の関係で、個別計画のあれ持ってこなかったのですが、ちょっと確認したいのですが、学校の予算要求の段階で学校側から要望があって、それを担当課が現場確認して、その緊急度、必要性をやって対応していると、全体的に要望の三、四割ぐらいの対応

ということになったのですが、その個別計画を立てる段階で、我々のいわゆる西和賀町役場の段階で、専門家がないから専門家を頼んで施設の劣化状況を調べてもらうということの答弁いただいているわけで、それで各施設ごと個別計画、修繕計画立てているわけですが、今までやってきた分については特別お金を出して、専門ではなくてもこういう対応をしてくれていることですよ。その部分の確認が1点と。

それから、個別計画のあれが学校の場合出てきているわけですから、そして初年度の専門家に依頼して出た修繕の内容と、今ここに修繕計画持ってくればよかったのに持ってきていなかったのですが、そして今ここにあった修繕した部分のこの計画と実際に照合してみました。こういう計画書出てきているのだけれど、今まで自分たちのやってきた分、せっかく何百万かけて計画書をつくったわけですから、多分平成31年度にどの分が修繕どうのこうのと出ているはずなのです。それらを照合してみましたかということ。

委員長 学務課長。

学務課長 修繕の部分についてお答えしたいと思います。小中学校から要求があった部分、修繕の部分につきましては担当課で現地も確認してということですが、当然金額等の把握、状況等も把握しなければいけないということで、地元の工務店さんなりそういった人に見ていただいて、見積もりを作成していただいている部分が多いです。

あと、個別施設計画の部分に、全体計画の部分に基づいた形で把握して学校の修繕をやっているかということですから、当初予算段階の修繕の部分の把握と実施する修繕の部分では、済みません、その全体的な計画の部分を反映させた形ではないところでした。現場のほうの優先度を優先した形での対応をとらせていただいていると、平成30年度ですけれども、しているということになります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 私も給食センターの分、ちょっと別の観点からいきたいのですけれど、これ進まないのは、例えば給食センターであればいろいろな起債から何から、ぼんぼんぼんと人数とあれとやればいいのですけれども、ほかの応用するということになると、これまた複雑になって時間がかかっているのではないのですか。その判断だと思えるのですけれども。例えばまたいろんな別のやつを入れたときには、給食センターでなくなって、起債の分も変わってくるのではないかと思うのですけれども、どのように考えているかということと、子供たちの食のことですから、これかなり大変なことなので、やっぱりもっとスピード感持ってやってもらいたいと思いますので、そういう考えもあるのかということです。

あと、ちょっとこまいところでありませうけれども、抜粋の8ページの空き校舎の除草、この実績、どういう感じにやられたのかということ。

それから、伝承活動の講師料なのですけれども、川舟が不用額で出るのですけれども、全体としてこの伝承活動の中身と、今後不用額、まだやられていないとすればあれですけれども、これ決算ですよ。5,000円でしたか、その辺をちょっとお伺いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 初めに、給食センターについてお答えさせていただきます。先ほど来申し上げているところではありますけれども、そういった給食センターだけであればスピード感持って進めていったものではありますけれども、今町の課題等、そういった部分を踏まえた上での施設対応も含めてということで、あくまでもそのスペースだけになるのですけれども、初めは。スペースだけ対応できるような形で、スペース確保でいきたいというところではあります、実際調理の流れとかそういった部分になってきますと、現場の調理員さん方のいろいろな心配とか衛生

基準のこととかありますので、そういった部分の課題等を今整理しながらどうしたら対応できるかという部分を詰めている段階で、時間を要してしまっているというのが現状です。当然スピード感持ってやらなければならないというのは、重々心して当たっていきたいと思っているところです。

あと、空き校舎の除草業務委託料についてお答えしたいと思います。空き校舎の除草業務につきましては20万円ということで、5地区にお願いしているところでした。貝沢地区自治協議会のほうに貝沢小の部分、新町地区集落営農組合に旧沢内第一小学校、あと川舟地区青年部に旧川舟小、下前区の行政区に旧下前分校、旧川尻小につきましては川尻二区のほうに、区のほうにお願いをしているという状況になります。各4万円ずつで5地区にお願いしているということで、空き校舎等の除草作業、そういった部分をお願いしているという状況にあります。

申しわけございません。保育所の講師謝礼の部分ですけれども、5,000円不用額出たというところは、伝承活動等そういった部分の講師はやっていたのですけれども、30年度につきましては自然観察会、そちらのほうを実施しなかったということで5,000円の不用額が発生したということになっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1 番 給食センターですけれども、給食センターであればぼんぼんと進むのですけれど、いろんなことがあるからちょっとおくらしているということよろしいのかな。それで、それも検討して方向性としてはそちらでいくということで、その確認をしたいと思います。

あとは、空き校舎について4万円ずつで、どれぐらいの規模でどういう感じになっているかわからないのですけれども、現場見て状況をきちっと把握しているか、その辺をお伺いいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 給食センターにつきましては、給食センターとしてあくまでもスタートはしたいということで、こちらで考えているのは、将来的に給食以外の対応も可能な部分も可能性として残す施設として、スペースを確保していきたいという考えで今スタートしていると、進めているということになります。まず、この方向で進めたいとは思いますが、これから実際の現場の方々、関係機関等の協議を踏まえた上で設計につなげていきたいということになります。

あと、空き校舎につきましては草刈り等実施していただいた後、完了報告ということで写真等も添付していただいて、そしてその結果報告をもとにして支出しているということになります。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 給食センターはそういうことということで了解といたしますか、状況はこちらのほうでまず進め方については確認したところですが。

この空き校舎、もう少し教育委員会でなくてやりようがないかということをちょっと検討してみたいのではないかなと思うのですが、やるにしても余りにも20万円の中でどれぐらいできるかというのはかなり難しい分もあると思いますので、その辺ちょっと工夫してみたいのではないかなと思います。

あと、最後に高校の魅力化の話ですが、ちょっと新聞報道で他県から入学者をということがありましたけれども、教育委員会に対して県教委からそういう案、お知らせとか、何か来ていますか。

委員長 学務課長。

学務課長 県外からの入学枠というか、そういった部分の報道につきまして、8月30日付で新聞報道がありました。正直というか、町のほうもその部分については把握できておりませんでし

た。そういった部分の経緯等を踏まえた形でちょっと確認をしなければならないとは思っておりますが、新聞報道では県内5つの高校に県外枠を新設するという内容でした。その部分、どういった部分で確認をとっているのか、そういった部分も含めて教育委員会でも今後確認をしていきたいと考えているところです。内容については、まだ確認はできていないというところでした。

委員長 刈田さんどうですか。

1番 あと、空き校舎の今後のやり方、除草含め、やっぱり管理だと思うのですが、維持管理の分。別の方法がないのか、その辺検討なされるのか。

あと、高校の分、町長また別に首長さんたちと集まり持ちながらいろいろ勉強をやり、検討されていると思うのですが、そちらのほうでも今回の県教委が県外からの入学者ということの中で、情報等は町長のほうには入っていないですか。

委員長 町長。

町長 今回報道発表された分については、私どものほうについては一切情報は入っておりませんでした。

委員長 学務課長。

学務課長 空き校舎の除草委託業務につきましては、内容等をこちらのほうでも再度検討しながら方向性を考えていきたいと思います。

正直というか、学校によっては面積等も違う部分もありますし、ただ町のほうで対応できる、直営でできるかというとなかなか難しいところもありますので、そういった部分、地域協力も必要な部分もありますし、そういった部分を踏まえた上で今後のあり方については検討させていただきたいと思います。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 町長のほうにも情報入っていないということですが、県教委が他県から入学者を

入れるということは、それ相応の中で町、市、いろいろな形で段取り等あると思うのですけれども、全然情報がないままでそういう形であるというのは、これかなり今後もいろいろなところで県教委がどういう形でやっているかということは確認しながら、うちほうももう多額なお金をかけて魅力化やっているわけですから、それについていろいろ情報を集めたり、県教委に対してもうちょっと意見というか、その辺はきちっと進めてもらいたいと思いますけれども、いかがですか。

委員長 町長。

町長 ただいま委員さんのご指摘のとおりであるというふうに思っております。県教委の考え方も地域の意見をどのように取り入れてその点を検討したかということは、今後の大きな議論になると思っております。

委員長 早川久衛君。

9番 決算附属資料の220ページ、この中に教育委員会議、月に1回定例で12回と記されておりますけれども、私思うにはこの中で旧町村、小学校2校、中学校2校ありますけれども、非常に疑問に思っていることが1点あります。それは何かといいますと、体育とかクラブ活動に格段の差がついておるということで、この問題を議論したことがあるかということをお聞きいたします。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えしたいと思います。

体育的な部分というか、クラブ活動とかそういった部分の旧湯田、旧沢内の部分の違いとか、そういった部分のお話かと思っておりますけれども、教育委員会議においてはその部分については特に協議はされておられませんけれども、各学校経営の中で、学校ごとにその方針というか、そういった部分が決まっていくことなので、校長会議とか校長先生の集まりの中ではそういった部分の話題等はありますけれども、教育委員会議自体でのクラブ活動の違いとか、そういった

部分の話にはなっておりません。

どちらかという、合同チームをつくって対応をどうするとか、クラブ活動の部分ですけれども、体育指導員的な部分、今後どうしていくとか、そういった部分の話はしておりますけれども、その差的部分の、違이의部分での協議はなされていないというのが現状でした。

委員長 早川久衛君。

9番 校長会でも何でもいいのだけれども、半端ではない成績の差があります、現状。それは私だけではなく町民が非常に不安に思っておりますので、今あえて聞いているわけですが、やっぱりこれに感想を持たないということになれば、校長会でなくても教育委員会議で当然議論しながらこの問題をどうするかということを検討せざるを得ないという状況に今あろうと私は思っておりますけれども、教育長はどういう考えですか。

委員長 教育長。

教育長 子供たちのスポーツに関するご質問ということで、今お話をいただきました。県の教育委員会、そしてそれに準じながら町の教育委員会のほうでも、まずガイドラインというものを設けながら子供たちの健全育成という観点で子供たちを育てていきましょう、それは学校の指導者、地域の指導者、そして保護者、皆さんで共通確認をしていきましょうということで取り組み始めている、それを校長会議の中で共有し始めているというところです。

具体的に言えば、平日も1日必ず休みを入れましょう、土曜日、日曜日は片方は必ず休みを入れましょう、そして子供たちの体力を考えたときに1日の練習時間を多くしないようにしましょうということです。

ただ、これは中学校だけではなくて、それを支えている地域のスポーツ少年団活動もありますし、それから小学校のスポーツ少年団活動もあります。そういった部分で足並みをそろえていかなければいけないというのが一番大きな課

題なのかなというふうに思っておりまして、その中でさまざまな課題について共有していければいいと思っておりますし、根性論ではなくて、スポーツ科学に基づいたどういったトレーニングが必要なのかと、そういったことも指導者、そして親、そういった者が学び合っていく必要があるのではないかなというふうに考えております。まだそこまで至っておりませんが、今年度そういった勉強会をしましょうとかという話にはなっております。

以上です。

委員長 高橋到君。

5番 1点だけ。愛児会のことですが、愛児会は2つの施設があるわけですが、まずこの愛児会の受け入れ定数を学務課内で検討、協議した経緯がありますか。

委員長 学務課長。

学務課長 愛児会の定員数につきましては、昨年から相談をいただいていることもありまして、学務課内でも協議はしました。定員数を変えることによって措置費の単価等にも影響してきますので、経営上の部分の措置費の金額等にもかかわりを持ってくることなのですけれども、ただ全体的な園児数ですか、子供の数、そういった部分を考えながら定員数は考えていかなければならないと思っていますところ。これから愛児会さんのほうとそういった部分、話を詰めていきたいなと思っていますところ。

以上です。

委員長 高橋到君。

5番 それでは、例えば45人を35人に減らした場合のメリット、またデメリット、それから例えば県からの補助金が減るとかふえるとか、また町からの持ち出しが減るとかふえるとか、そういうシミュレーションはもうきっちりでき上がっているわけですね。

委員長 学務課長。

学務課長 きっちりではないです。申しわけありません。先ほどもちょっと申し上げましたけれ

ども、定員数が減ることによって措置費的な部分、愛児会さんにとっては経営的には措置費が多くなる部分が出てくると思います。ただ、定員数を減らしたことによって保育園のほうに入れないという部分はないようにしなければならないと思っておりますので、先ほど来申し上げておりますけれども、将来的な人数の部分、ある程度余裕を持った形でないと定員数の調整は難しいかと思っておりますので、そういった部分を含めて愛児会さんのほうと一緒に考えていければと思っております。

委員長 高橋到君。

5番 といいますと、今のままの現状でいったほうがいいのかという考えですか。

委員長 学務課長。

学務課長 今の状況でいったほうがいいのかという考えではありません。現状を見て、これから愛児会さんのほうと一緒に考えていきたいという形で進めていきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで学務課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで学務課への質疑をひとまず終了し、次の生涯学習課の審査に移るため、10時45分まで休憩します。

午前10時33分 休憩

午前10時45分 再開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、生涯学習課の審査を行います。生涯学習課が所管する10款教育費について、生涯学習課長から事業の説明を求めます。

生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。よろしくお

願いたします。

それでは、教育委員会生涯学習課が所管する主な決算内容についてご説明申し上げます。皆様に配付しております生涯学習課を抜粋した決算書の下にあるページ数で説明いたしますので、よろしく願いたします。

生涯学習課の歳出につきましては、一般会計10款ということになりますけれども、生涯学習課の担当係としては、社会教育、生涯学習の係、それから芸術文化の係、それからスポーツの係という3つの分野に分かれてございます。

初めに、社会教育、生涯学習の分野からですが、決算書1ページをお開き願います。10款4項1目社会教育総務費です。社会教育総務費では、高齢者大学授業や廃校活用事業、子育て教育支援や家庭教育支援事業、男女共同参画事業、教育振興運動、学校支援地域本部事業などを実施しております。

8節の報償費63万6,000円ですけれども、高齢者ほのぼの学園での学習会や運動等の各講座、子育てサロンと連携し、ベビーヨガ等の主に乳幼児とその保護者を対象とした講座、保育所や小中学校の保護者を対象とした家庭教育学級などの各講座の開催に係る講師謝礼と、学校本部事業のコーディネーター等の活動謝金となっております。事業ごとの詳細については、決算附属資料の127ページから130ページまでと222ページから223ページを参照願います。

続いて、決算書3から6ページは10款4項2目公民館費となります。地区公民館6館、分館38館の維持管理費が主な支出となっております。

6ページの右下、13節委託料ですけれども、耐震診断業務委託料ということで784万円ですが、湯川地区館と耳取地区公民館の2館の耐震調査を実施しております。

続いて、決算書5から6ページは10款4項3目図書館費となります。川尻、太田の公民館図書室と移動図書館車の維持管理費となります。読書事業の詳細については、決算附属資料の

224ページを参照願います。

続きまして、同じく決算書5から6ページは10款4項4目民俗資料館費、決算書7ページから8ページは10款4項5目美術館費となっております。資料館、美術館、デッサン館の開館に係る管理人の賃金や施設の維持管理費となっております。詳細については、決算附属資料の226ページを参照いただきたいと思います。

続きまして、芸術文化の分野になりますけれども、決算書7ページから10ページは10款4項6目文化創造館費となります。施設の維持管理費及び地域演劇祭開催事業、銀河ホール学生演劇合宿事業やすぐれた舞台芸術鑑賞事業など、ソフト事業の開催となっております。

15節工事請負費149万円ですけれども、銀河ホール事務室のエアコン入れかえ工事を行っております。文化創造館のソフト事業の詳細については、決算附属資料の131から134ページと225ページを参照ください。

続いて、決算書9から10ページは10款4項7目文化財保護費となります。文化財保護審議会委員の報酬などの経費となっております。

続いて、決算書9ページからは保健体育費となります。10款5項1目保健体育総務費です。学校開放事業に係る管理員謝金や施設維持費、スポーツ団体や各種スポーツ大会等への開催費や派遣費の補助のほか、錦秋湖ボートコースの維持管理から高総体ボート競技への運営協力、沢内マラソンマスタース大会などのスポーツ振興事業を行っております。詳細については、決算附属資料の134ページから136ページを参照願います。

続きまして、決算書11ページから16ページは10款5項5目体育施設費です。各スポーツ施設の維持管理を行っております。14ページの右上、11節修繕費380万9,000円ですが、湯川体育館の屋内消火栓の修繕に53万円、志賀来スキー場の圧雪車格納庫シャッター修繕に78万円、その他は各施設の小修繕を行っております。

13節の委託料、備考の最後の行ですけれども、志賀来スキー場活用調査業務委託料138万6,000円ですけれども、全日本スキー連盟、町スキー協会、有識者、町内関係者などによりワークショップを開催し、クロスカントリースキーコースの整備案の検討を行っておるところです。

15節工事請負費の総額が1,701万円となっております。そのうち屋内温泉プール大規模改修計画に基づきまして、給湯、昇温系統熱交換機交換工事、配水管修繕工事、灯光器具交換工事、屋上パラペット外側斜壁一部防水工事などの更新整備を行っております。また、志賀来スキー場クロスカントリースキーコースの照明工事や、沢内農業者トレーニングセンターの床研磨塗装やトイレの改修工事を行っております。

14ページの右下ですが、18節備品購入費において屋内温泉プールのタイムシステムの購入整備を行っております。屋内温泉プールの大規模改修計画は、30年度で予定した事業を全て完了ということになります。詳細は、決算附属資料136ページを参照願いたいと思います。

以上で生涯学習課の所管する主な決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

委員長 生涯学習課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 決算書の7ページ、8ページ、文化創造館費ということで、総額4,000万余りの決算額ということになりますが、その中で報酬ということで文化創造館運営委員会、あるいは地域おこし協力隊、アートコーディネーター文化振興推進委員ということで金額が計上されておりますが、平成30年度の文化創造館銀河ホールの運営については主に順調に行われたのか、その点の捉え方、どのように担当課として捉えているかということが1点と、もう一点、附属資料の最後のページ、226ページ、227ページというこ

とで、体育施設の利用状況ということで書かれておりますが、この中に錦秋湖グラウンドということで人数と日数が書かれておりますが、歳入のほうで、雑収入の雑入の中でネーミングライツの収入で21万6,000円ということで計上されておりますが、平成30年度はこのネーミングライツ制度が導入をされ、金融機関との契約というか、そういうことになったかというふうに思いますが、何か影響というか、その効果というか、そういうものは実際あったと感じているのか、その辺どのように捉えているのか、ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールの事業自体につきましては、まず滞りなく済んでいると思っております。運営委員会の中では、事務局の体制だったりの問題点などについては議論をしていたというところになっております。

ネーミングライツについては、数字的には利用者が特段ふえるとか、そういう目に見える効果とかはないというような状況になっております。

委員長 淀川豊君。

10番 平成30年度事業ということで、新任の課長でちょっと質問するのが申しわけないというか、そういう部分もあるわけですが、あの銀河ホールについてであります。附属資料の225ページにも銀河ホールの利用状況の中で、利用率が結果的に74.7%ということで書かれておりますが、例えば銀河ホールの利用については、その年度当初でおおむねどれくらいの利用率でいきたいというようなことを担当課では考えているものなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 銀河ホールの利用率ですけれども、昨年度、29年度より少なくなっているということですが、大きなホールの活用が29年度はありましたので、劇団わらび座の公演であっ

たりとか劇団短距離男道ミサイルの公演など、大きな公演が3つほどありましたので、30年度は大きな公演等の実施事業は開催しておりませんので、その分人数的にはかなり落ちたような形にはなっております。

当初想定をするかという部分についてですが、運営委員会のほうで年度初めに事業計画を立てるときに大体の目標人数とか、入場者数はこのぐらいというような形で計画にはのせて審議いただいているところです。

委員長 高橋宏君。

8番 私からは、プールの改修についてと公民館についてお聞きいたします。

プールの大規模改修終了ということだったのですけれども、セイコーのタイムシステム1,500万で導入されていますけれども、これは年に3回、多分B、C級かの県大会が行われていると思うのですが、この大会のためのみという言い方でいいか、ほかのもので代用は難しいということで、このセイコーのタイムシステムはその大会のときに使用する、主目的がそれということだったのか、ほかのものでは代用しがたいものだったのかということが1点と、今年度で大規模改修終了ということになっているのですけれども、この改修の中にも防水工事等ありますけれども、私もちょっと建設のほうは素人なのですけれども、建設の方から聞きますと、ご存じのように湯本のプールは2階にあります。コンクリートというのは基本的に水を通すものだというふうに聞いているのですけれども、今回の改修工事でもう事業終了ということになっているのですけれども、今までの管理状況からいって、またこういうような大規模な修理は必要ないのかということ。

あとは、公民館のことなのですけれども、附属資料の224ページに公民館活動の利用状況があるのですけれども、湯本の公民館の利用回数、利用人数とも減っております。担当が違うかもしれないのですけれども、昨年度まちなか交流

館がオープンしてさまざまな事業が行われているのですけれども、その関係でそちらのほうに事業がいつ減ったというようなことはないのか、その点についてお伺いいたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 プールのセイコータイムシステムについてですけれども、こちらは使用頻度が少ないかもしれませんが、そのタイムシステムがなければ公認の記録として認められないものであるので、必要ということで整備させていただいたものになっております。

また、プール自体の修繕については、先ほど修繕終わりましたと言いましたが、最初の大規模修繕計画という形で予定しているものが全て終了したということになっておりますが、施設については委員ご指摘のとおり、今後も使用していく上では修繕等が必要になってくると思っております。

湯本公民館の使用人数が減少していることについてですけれども、こちらについては公民館の利用状況は確認しておりますけれども、使用自体の団体が減ったとか、湯本のまちなか交流館のほうに流れているとか、そういう移動の部分は見られないです。今までどおりいろいろな団体が湯本公民館を利用させていただいておりますけれども、全体の利用人数が減っているということで、まちなか交流館ができたからこちらが減っているということはおっしゃらないかなと考えております。

以上です。

委員長 高橋宏君。

8番 プールについては、公式の大会が開けないということでの導入ということだったのですけれども、以前にも申しあげましたけれども、県内には大きな施設ということで盛岡と雫石に大変大きなプール会場があります。なかなかそこに対抗できるほどの施設整備というのは大変だと思いますし、先ほど言ったように防水工事等もこれからかかっていくかもしれないという

お話ですので、長い大規模改修終わってすぐというのも失礼なのですが、長い目で見たときに、やはり全体的な人口減少もしていますし、水泳の人口もそれに伴って減っていると思いますので、長い目で見たときにはどこかでこのプールについても継続していくかというような判断もしていかなければならないと思うのですけれども、現時点でそのような議論はなされているのかお聞きいたします。

委員長 町長。

町長 施設についての今後の計画についての考え方ということですが、現時点で温泉プール等に関する施設の改廃の検討協議はしておりません。

西和賀町の特徴を生かすということでは、やはり温泉産業ということは非常に重要だという位置づけがあったわけですから、それを有効に活用する手段としては今後の活用のあり方を検討していくべきかなというふうには思っております。

委員長 刈田敏君。

1番 附属資料の131ページの生涯学習リーダー養成事業、この成果をどのように捉えているのかお伺いいたします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 生涯学習リーダー育成事業についてですが、昨年度次世代の地域を支えるリーダーを育成するというので、県の生涯学習推進センターが行っている、そういう研修プログラムにリーダーを参加させるということで進めてきております。昨年度2名の方が研修に参加いただいております。実際パソコン教室であったり、地域で会報などを発行する際などのパソコンの会報のつくり方ですとか、そういう形の研修などにも参加しているということですが、その地区でその会報が今発行されているというような報告は見られてはいないというところになっております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 そこで成果をどのように捉えているのですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 一般質問でも地域の活動が活発になることが望ましいということをおっしゃっております。公民館自体についても社会教育施設としての機能よりは集会所みたいな形の利用のほうが多いというような状況ではありますが、引き続きそういう研修に参加いただいて、地域の活動を今後進めていく上でも何かのきっかけにさせていただける、資質の向上を図るといった部分は必要というふうに考えておりますので、引き続きリーダー育成研修等にもより多く参加していただけるように促していきたいというふうには考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 やっぱりここの目的にある事業の企画、運営を行う人材を養成するには、今回こういう形でやっていますけれども、かなりこれ重要なことですので、これを含めて、予算的にも、予算があればできるかというわけではないですが、もうちょっとこの成果というものもきちっと整理して次に向けていただければと思います。

あと、関連しているのもう一点ですが、先ほど公民館の利用というのがありましたけれども、公民館活動ということも踏まえているのでしょうか、集会した人も1人ということでカウントになっていると思います。その辺については、やっぱり教育委員会としては何百人、何千人来たとして、それでよしというように捉えているのか、その辺はどのようにお考えなのかお聞きします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 公民館の利用状況についてですが、確かに利用状況の人数が多い少ないで運営がうまくいっている、いっていないというのは一概にはかれないと思いますけれども、多

くの方に利用されることで公民館、地域の活性化が続いているものという部分では一つの指標になるのではないかなというふうにも考えておりますので、引き続き利用しやすい環境については、公民館の維持管理について、生涯学習課でもその部分は担っていく部分だというふうに思っております。

委員長 刈田敏君。

1 番 利用状況については、例えば各日誌等で人数は把握していると思うのですが、内容的には具体的には何かきっちりしたデータ等をとっておられるのか、その辺をお伺いします。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 公民館の利用状況については、年度末に公民館長のほうから報告をいただいております。利用の団体ごとに官公庁とか地区集会、青年団体とか趣味の会など、商工団体の利用とか体育団体の利用というような形の、そういう分類に分けた人数の報告をいただいております。

委員長 刈田敏君。

1 番 これは後でその資料等あればあれですが、やっぱりきっちりとした分析しながら本当の意味での公民館という利用の方法も、指導といいますか、それを担うのが生涯学習リーダーとあると思いますので、関連しながらこの事業を進めていただければと思います。いかがですか。

委員長 生涯学習課長。

生涯学習課長 確かに次世代の地域づくり等には公民館の活動は大事ですので、こちらのほうからもリーダー育成養成講座等も行いながら地域の活性化のほうに結びついでいただきたいと思いますというふうに思っております。

委員長 資料提供は必要ということでよろしいですか。生涯学習課長、よろしいですか。データの資料を提供してください。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

委員長 これで生涯学習課が所管する一般会計の

審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで生涯学習課への質疑をひとまず終了します。

午前中に予定しておりました審査が終了しましたので、午後の審査開始時間1時まで休憩します。

午前 11時17分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、建設課の審査を行います。建設課が所管する8款土木費、11款災害復旧費について建設課長から事業の説明を求めます。

建設課長。

建設課長 皆さん、こんにちは。建設課でございます。よろしくお願いたします。平成30年度建設課所管の決算内容について、実施した事業を中心にご説明いたします。

まずは、全体的な決算状況についてですが、災害復旧費、下水道会計への操出金を除く土木費関係の決算額は、昨年度に比較しまして3.5%ほど減額の8億7,133万9,000円となりました。また、翌年度に繰り越したものは橋梁改修事業など4事業で1億4,500万7,000円でございます。

それでは、款項目別に決算内容をご説明いたします。抜粋の歳出決算書の2ページをお開きください。土木総務費と道路橋梁総務費についてですが、これは職員の人件費、あとは道路台帳補正業務委託、各種団体への負担金等の支出であります。

続いて、次のページになりますけれども、8款2項2目道路維持費ですが、11節の需用費2,258万2,530円のうち支出の大半を占めるのが修繕料で、1,913万5,533円を支出しております。これは、道路路面の劣化による補修とか側溝の補修、ガードレール等の補修に要した費用で

ざいます。

その2つ下の委託料ですけれども、道路施設点検事業としまして道路橋、のり面土工構造物等の点検業務委託ですけれども、これを合わせて1,223万6,400円を支出してございます。詳細につきましては、決算附属資料の107ページに掲載してございます。

なお、これらの歳入につきましては771万1,000円が社会資本整備総合交付金として入ってきてございます。

また、同じく委託料としまして道路環境整備委託料についてですけれども、339万8,760円を支出しております。これは、南本内岳だとか女神山、真昼岳、和賀岳、赤沢ダム観光用道路でもある5路線につきまして、パトロールと草刈り業務を町内業者に委託したものです。これらの委託料の総額の支出は1,673万574円となっております。

15節の工事請負費については、備考に記載のある4つの工事を実施したもので、4,598万8,560円を支出しております。詳細については決算附属資料の106ページ下段のほうにありますけれども、道路安全施設整備事業、決算附属資料の108ページの道路舗装改良事業、同じく附属資料の109ページの町道通学路交通安全対策事業として掲載してございますので、それぞれごらんいただきたいと思います。

続いて、5ページ、6ページになります。3目道路除雪費になりますが、11節需用費9,729万8,503円の支出となっております。これは、除雪機械の燃料費やチェーンとかカッティングエッジなどの消耗品の購入と車検に伴う修理等でございます。

続いて、15節工事請負費になりますが、3,999万7,800円の支出をしてございます。これは町道鍵沢線の防雪柵を設置したものです。これについても詳細は決算附属資料の109ページ下段に掲載してございますので、後でごらんください。

続いて、7ページ、8ページになります。18節

の備品購入費ですが、平成30年度は除雪ドーザー1台を購入しております。これについても詳細は決算附属資料の110ページに記載してございます。除雪ドーザーの購入につきましても交付金の対象の事業でございまして、1,158万2,000円が歳入として入ってきてございます。

続いて、4目になりますけれども、道路新設改良費になりますが、15節工事請負費8,840万8,218円を支出してございます。これは備考にある町道鍵沢線道路改良事業と、あとは同じく鍵沢線の繰り越し工事の分でございます。それと、町道単独改良事業も合わせて3つということになってございます。決算附属資料では110ページと111ページに記載してございます。

鍵沢線の道路改良についても交付金の対象事業として、繰越分を合わせて5,034万6,000円が歳入として入ってきてございます。この鍵沢線の道路改良につきましては、ことし7月中に全て工事が終了しまして、8月1日から供用を開始してございます。

続きまして、5目橋梁費になります。13節委託料2,084万4,000円は橋梁の補修設計と積算資料作成費となっております。工事請負費としましては2億2,392万7,760円の支出となっております。長寿命化橋梁修繕計画に基づき、補強工事を実施したものでございます。

なお、繰越明許費の5,114万3,960円は3つの橋の事業を次年度に繰り越したものでございます。詳細につきましては、決算附属資料の111ページの下段から112ページの上段に記載しておりますので、ごらんください。これらについても交付金の対象事業となっております。これも繰越分を合わせて1億5,548万8,000円の歳入がでございます。

続いて、抜粋決算書の9ページ、10ページになります。3項1目河川費になりますけれども、15節工事請負費、大八郎川河川改修工事ですけれども、上流部の改修工事と下流部の改修の繰越分を合わせて8,531万1,960円を支出してござ

います。一般質問でも答弁したとおり、上流部、下流部の屈曲した部分がなくなった分、川の流れがよくなったということで、農地側の河床がちょっとえぐられるということがわかりまして、今後につきましては護岸ブロックを積んで安全を確保するという計画で進めてございます。

続いて、11ページから12ページですけれども、5項住宅費、13節の委託料ですが、573万4,206円の支出となりました。これは上野々住宅の工事管理委託費、旧大沓住宅、これは教員住宅側のほうですけれども、そちらの解体業務委託費でございます。

15節工事請負費ですけれども、3,772万7,640円を支出してございます。これは町営上野々住宅5棟を改修したものでございます。詳細につきましては、決算附属資料の115ページに掲載してございます。住宅改修事業についても交付金の対象事業となっております、1,779万8,000円が歳入として入ってきてございます。

最後に、11款災害復旧費になりますけれども、平成29年発生災害の安ヶ沢線の道路災害繰越分ですけれども、1,180万9,880円を支出してございます。その他、災害復旧単独費として道路災害1件、河川災害1件の397万2,429円を支出しました。30年災の凍上災の工事分は、全額令和元年度に繰り越ししてございます。

以上で説明を終わります。

委員長 建設課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 附属資料の112ページの上段の町道の橋梁改修事業繰り越しということで、目的に146橋のうち42橋を修繕するということですが、平成30年度で3橋分繰り越しということでありますが、30年度でこの3橋を除いた数で修繕をされた数、残りの修繕されていない橋梁の数をお伺いしたいと思います。

それともう一点、附属資料の204ページ、205ペ

ージであります、労働災害と安全確保ということで、毎年建設会と合同で町で安全パトロールを実施をされているようでありますが、平成30年度3つの現場ということだというふうに思いますが、このパトロールの結果はどのようなことになっていたのか、おおむね安全に工事は進められているという結果であったのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

委員長 建設課長。

建設課長 橋梁の施設点検で、146橋あるうち、点検は全て終了しました。そのうちですけれども、健全というのが64橋、あとは予防保全というのが65橋、早期に措置をなさいというのが17橋ございます。そのうち2橋につきましては今通行どめをかけているところで、あと残っている部分については3橋が残ってございます。

それと、安全パトロールの結果ですけれども、橋梁2つと住宅1つを見てきたわけですが、やっぱり橋梁に関しては誘導看板の若干の不足だとか、あとは住宅に関しては安全予防策がきちっとしているというような評価を受けましたし、指摘された部分は橋梁であれば誘導看板の不足ということで聞いておりました。

以上でございます。

委員長 淀川豊君。

10番 発注工事のパトロールについてですが、指摘事項は多少あったということですが、これ多分毎年実施をされていることだと思いますが、3カ所以外にも毎年町で発注している工事等があるかと思いますが、おおむね安全に町の発注工事については施工されてきているということのご認識でよろしいですか。

委員長 建設課長。

建設課長 にしわが建設会の総会の際にも私ども講師として行ったりするわけですが、その場を見ても書類の出し方だとか、あとは工事の施工管理の方法だとか詳しくそこで申し述べているので、町で発注した工事については施工が不備とかそういう部分はないものと思っ

ざいます。

委員長 高橋宏君。

8番 道路整備の促進に関する活動ということで、主要地方道の花巻大曲線、通称なめとクラインについてなのですけれども、ご存じのとおり30年度中に土砂崩落が発生して、現在通行どめになっております。早期復旧を強く要望しているということなのですけれども、現時点での要望について地域住民、私も含めてですけれども、早期の復旧を非常に望んでいるのですけれども、現在の状況についてわかっている範囲でお知らせ願いたいと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 花巻大曲線については、皆様に本当にご不便をおかけしていると思ってございます。昨年ですけれども、2回にわたる崩落があって、4月と10月にあったわけですが、4月に崩落した箇所につきましては今現在は防護柵をつけているという状況で工事が進んでおりました。それから、10月に崩落した部分については土砂を今撤去し終わったという状況で、これから危険な箇所への防護ネットだとか、あとは川側に若干せり出さないと通行が確保できないということで、それを10月中旬ごろまでに行いたいということで、10月の中旬から下旬には一度開放して通させたいというふうには聞いておりますけれども、工事に関してですから、まだどうなるかははっきりわかりませんが、あとは11月の5日になればまた冬期閉鎖になってしまうのですけれども、その間は10日間あけるのか5日間になるのかというのはちょっと定かではございませんけれども、ことし中に一旦は通行させたいというふうには聞いてございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私からは一般質問でもさせていただきますが、大八郎の河川工事の件ですけれども、この事業は私が申すまでもなく平成24年ですか、ゲリラ的な大雨で大災害を受けて、それで農地の水田に大きな水をかぶり、それがまた氾濫し

た状態で数件の農家が被害を受けたわけですが、その後いろいろ応急措置とか河道掘削ですか、それで対応されてそれなりの手当てはしてきていただいたわけですが、でもやはりなかなかそのかいの効果がなく、ようやくこのような事業に予算を置いて、今年度まで8,500万ほどの工事費なのですが、結構大きい工事なのですけれども、私もきのうおとといですか、2日ぐらい前に現場を見てきたわけですが、おかげさまで大分河川も下がりました、農地に水をかぶるといようなことは今後ないようには見えてきたのですけれども、ただこの前の質問でお伺いしたように、河道掘削の分がいわゆる直線になった分だけ削られる部分が多くなりまして、それでこれがかかなり田んぼのほうに、あるいは両サイドにその影響が出ておまして、今後その対策について一応今年度も幾らか予算はというか、事業は予定されているようですが、今後河道掘削の部分が大体180メートルぐらいですけれども、予定としては一応終了までやっていただけるというか、やる予定で、一応予算の関係もあるのでしょうか、その辺まず1つ確認したいなと思います。

委員長 建設課長。

建設課長 一般質問でもお答えしたように、最初は29年、30年の2カ年での計画で大八郎川は改修する予定でございましたけれども、先ほど言われたとおりの川が真っすぐになって流れがよくなった分、河床がえぐられるということが起きて、農地側のほうの道路がどんどん削られていくとこのままでは困るなということで、農地側のほうには護岸ブロックを積んでいこうという計画を変更しまして、現在進めてございます。それで今、次の入札で230メートルほどあるのですけれども、ことしの予算の状況から見ますと100メートルほどしかできないだろうということで進んでいます。それで、それ以降の残りの130メートルにつきましては、予算が取れば来年中にはできたいと思いますけれども、何

分予算の確保の関係ですので、ちまちまとはならないかとは思いますが、取りようで進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 今課長のほうから聞いたように、当初の予算考えていない以上の事業費がここに入っているわけですから、その分については私も地元の一人としては大変謝意を申し上げたいなと思っていますし、ただ私現地を見た限りでは、被災された農家の近くの田んぼはやっぱり土砂利が上がってしまっているものですから、復旧にはかなり、果たしてやれるのかなと本人も言っていましたけれども、そういうことから考えますと片側だけでも、農地側のほう分だけでもできれば約180ぐらいとは言っていました。継続して、実は生活にかかっている、当然農家にすればそれで生活と経営がなされているわけですので、ひとつその辺を今後も検討して何とかやっていただきたいなと思います。

あと、あの河川が、きのう私お伺いしたとき、現場を見たときには水が本当に流れていない状況の中で、ですからこの川が本当にそうなるのかなと思うくらい川が少ないのですけれども、ただ何せ後ろを見れば山が深いということで、その点からも今後あそこのみならず、やっぱり上流も氾濫する可能性が結構あるなというので見てきましたので、いずれ今までの取り組みに対しては本当にありがたいなと思いつつ、ただ途中でやめた場合、せっかく組んだその護岸もまた工事のかいもなく壊されるというのもあるので、そこを最後まで検討いただければなという考えでございまして。あと、今年度の事業を経過しつつ、まず検討していただければなと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

委員長 建設課長。

建設課長 一度手をかければその場で終わりということは私ども全然考えていませんで、やはり

護岸を積んだ限りは230メートル分は護岸を積んでいきたいというふうに考えております。ですから、途中で投げ出すということはないので、その辺はご安心いただければというふうに思います。

それから、今言われたとおりふだんはあまり水が流れないけれどももといっても、やはり奥が深く、一度水が出始めるとあそこに集中して集まってくるので、その分はきちっと農地のほうに影響がないように工事はしたいと考えていますので、その辺はご理解願いたいと思っています。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 改めてよろしく申し上げます。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 私110ページ、毎年のように除雪ドーザーが更新されるわけなのですけれども、年々機械が大きくなるような形で、排気ガス等の関係でエンジンの部分が後ろにせり上がったようになって、本当に見にくいような、モニターとかどうのこうのと言っているのですけれども、年々事故のほうも多いようで、例えばこの機械がこの太田のステーションに納入されたとなったときに、皆さんに教育か何かされるわけなのです。この機械の操作というものは。

委員長 建設課長。

建設課長 除雪機械の耐用年数というのは一応14年ほどというふうに、確実なところはないのですけれども、そのぐらいで更新してもいいよということになっているみたいですが、うちのほうでは20年使っている機械もありますし、すぐにといいわけではなくて、計画的に更新をしているということでございます。

それから、除雪ドーザー購入してからの教育といえますか、毎年除雪の顔合わせ会があるときに機械の操作は一通りやっております。特にこのドーザーを使う班といえますか、そこについては徹底的に操作方法をメーカーさんのほ

うで来て教えているつもりです。ただ、何としてもなれていただかないことにはなかなか事故といえますか、操作ミスが若干あったりするものですから、その辺はこちらでも気を引き締めて教育していきたいというふうに考えてございます。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで建設課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

ここで建設課への質疑をひとまず終了し、次の上下水道課の審査に移るため、1時40分まで休憩します。

午後 1時27分 休 憩

午後 1時40分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、上下水道課の審査を行います。

認定第5号 平成30年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査を行います。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、どうぞよろしくお願ひします。平成30年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明をいたします。

認定案件の際に特別会計の概要説明をしましたので、なるべく重複しないようにご説明を申し上げます。決算書は260ページから276ページになります。あわせて附属資料のほうは116ページ、211ページから215ページになります。

それでは、歳出についてご説明いたしますが、主な支出についてのみご説明をいたします。決算書の273ページと274ページをごらんください。本町では旧町村の区割りで、沢内処理区と湯田処理区の2カ所にそれぞれ浄化センターを1基

ずつ設け、下水道事業を運営しているところです。下水道の整備は既に終了しており、整備率は100%となっております。

1款2項1目の11節需用費ですけれども、需用費の修繕料で主な内容はポンプの修繕になりますが、1,364万888円を支出しております。

委託料についてですけれども、下水道の維持管理は24時間体制となることから、専門業者にこれを委託し、実施しています。なお、委託業務の内容は浄化センターの維持管理はもとより、水質検査、マンホールポンプの点検等を含みます。委託料は、2カ所の浄化センター分として4,080万6,720円を支出しております。

続いて備品購入費ですけれども、下水道の維持管理に必要な配管用内視鏡、開閉工具等を購入し、78万3,000円を支出しております。

なお、11節需要費の不用額74万5,848円につきましては、マンホールポンプ等の不測の事態に備えるための予算を確保しておりましたが、実際には執行しなかったことにより残が生じたものです。

次に、1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費についてご説明をいたします。この事業は、公共下水道、農業集落排水事業の処理区域外において浄化槽を町で設置し、使用する方々から月々の使用料を納めてもらうという事業で、国庫補助金を充当しながら行っているものです。平成30年度は6基の浄化槽を設置したところです。合わせて現在町で管理している浄化槽は214基になりますが、役務費の汚泥取扱手数料として514万1,664円、法定検査手数料で108万5,000円を支出しております。合併浄化槽は年4回の法定点検が義務づけられており、浄化槽維持管理業務委託料として95万7,258円を支出しております。

次に、使用料の収納状況ですけれども、決算附属資料の213ページをお開きいただきたいと思います。下水道使用料の現年分に関しては、4,978万2,205円の調定額に対し、99.6%に当た

る4,956万9,022円を収納しております。過年度分は48万6,695円の調定額に対し、15万84円を収納し、収納率は30.8%となっております。

続いて、分担金の状況ですけれども、分担金は1件当たり25万円を徴収しております。25万円でも分割での納付も認めているところです。平成30年度は20万円の調定額に対し、全額を収納しております。また、過年度分は63万3,256円を調定しましたが、このうち42万5,000円を不納欠損処理としました。収入未済額は20万8,256円となりました。

なお、不納欠損の状況ですけれども、下水道の使用に関しては合併処理浄化槽使用料や水道使用料と債権の性質が異なり、税金のように執行できる強制徴収公債権となっております。今回の不納欠損に関しては、徴収権の時効成立は5年間ということですが、この期間が経過したことにより不納欠損処理をしたということになります。

続いて、215ページをごらんいただきたいと思っております。合併処理浄化槽事業の使用料の収納状況ですが、現年度分に関しては1,241万8,542円の調定額に対し、99.9%に当たる1,240万8,822円を収納しております。過年度分も同様に、4,536円の調定額に対し、全額を収納したところとあります。

最後に、分担金の収納状況ですが、分担金は(1)、現行の料金体系のところを載せておりますが、標準事業費の10分の1を徴収することにしておりまして、57万3,600円の調定額に対し、全額を収納したところとあります。

歳入については本事業に充てる経費を計上しておりますが、例年計上しているものですので、説明については割愛をさせていただきます。

以上で平成30年度西和賀町下水道事業特別会計の決算の事業概要の説明を終わります。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 決算書の274ページの、冒頭課長からもご説明がりましたが、需用費の修繕料についてであります。1,364万ということですが、説明ではマンホールポンプ等の修繕であるということですが、これは経年劣化によるマンホールの修繕ということで、毎年計画をしながらマンホールポンプについては修繕をするものなのか、または突発的なふぐあいによって修繕をするものなのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今の質問にお答えします。

基本的には計画的に修繕を実施しているところではありますが、一般的にはマンホールポンプの寿命は大体10年から15年というふうに言われています。供用開始から大体15年経過しておりますので、基本的には計画的にやって、やはり一部については急遽直したりしているという事例もありますけれども、主にはそんな考え方でやっております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 今の説明を聞くと、ポンプの耐用年数がおおむね10年で、供用開始からまず施設的には15年程度がたつということですが、すると可能性的にはこれから当初設置をされたポンプについては、修繕されていないポンプについては相当数修繕というか、更新をしていかなければならないということなのか、その辺をちょっとお伺いします。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 基本的には委員のお見込みのとおりとなります。ただし、更新の費用も相当な金額になりますので、その辺は現場の委託業者と相談をして、使える分については使っていくというふうな考え方で進めています。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第5号 平成30年度西和賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第6号 平成30年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査に進みます。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、平成30年度西和賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明をいたします。

これも先ほどの下水道の決算と同じように、認定案件の際に特別会計の概要説明をいたしましたので、なるべく重複しないようにご説明を申し上げたいと思います。決算書は277ページから289ページになります。決算附属資料では、116ページと216ページから217ページになります。

それでは、歳出についてご説明いたしますが、主な支出についてのみご説明をいたします。決算書の286ページと287ページをごらんいただきたいと思います。

本町では、若畑地区と貝沢地区を処理区域として農業集落排水事業を運営しております。基本的には公共下水道と同じようなもの、同様の設備ということで考えていただいて差し支えないものでございます。設備等の整備は既に完了しており、整備率は100%となっております。水洗化率は73.6%、普及率は7%台となっているわけですが、これに関しましては未接続者に啓蒙チラシを送付したり、あと広報に加入促進の記事を掲載するなどして啓発活動を行ってきたところで。

1款1項1目19節負担金13万4,069円ですけれども、これについては下水道事業会計の支払いとなっております。

1款2項1目需用費ですが、修繕料449万7,422円はマンホールポンプ等の修繕料となります。

なお、不用額46万1,653円生じているわけですが、これについてもマンホールポンプ等の故障等の不測の事態に備えるための予算を確保しておりましたが、実際には執行しなかったことにより残が生じているものです。

13節の委託料に関しては、農集排設備の維持管理は下水道と同様に24時間体制となることから、専門業者にこれを委託して実施しております。なお、委託業務の内容は浄化センターの維持管理はもとより、水質検査、マンホールの点検等をその内容としており、190万6,200円を支出したところです。

続いて、使用料の収納状況ですが、決算附属資料の217ページをお開きいただきたいと思います。現年度分に関しましては、353万5,004円の調定額に対し全額を収納しております。過年度も同様に、3,564円の調定額に対し全額を収納しております。

最後に、分担金の収納状況ですが、分担金は公共下水道と同様に1件当たり25万円を徴収しており、分割での納付も認めているところですが、平成30年度の新規の接続がありませんでした。

最後になりますけれども、歳入については本事業に当たる経費を計上しておりますけれども、例年計上しているものですので、説明については割愛させていただきたいと思います。

以上で平成30年度西和賀町農業集落排水事業の決算事業の説明を終わります。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 附属資料の216ページの整備率等というと

ころで、先ほども課長からご説明がありました
が、平成30年度分で水洗化率が73.6%というこ
とであります。前年が73.3%で0.3%上がったとい
うことであります。30年度の1年の間でPRある
いは啓蒙活動をしてきたということでありま
すが、実際そういう活動をして反響というか、今
後この水洗化率が上がっていきそうな感じがあ
るのか、その辺の状況はどのように捉えている
かお伺いしたいと思います。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 正直なところを申し上げますと、
加入していただいている方については加入して
いただいているという状況も正直言っておりま
す。あと、未接続者については老人の世帯であ
るだとか、あえてお金をかけてまで整備する必
要がないというふうに考えていらっしゃる方が
少なくないということでございます。ただし、
そうはいいまして、我々としましてはやっぱ
り100%に近づける努力を今後も継続していく
必要があるだろうなというふうには考えている
ところです。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいた
します。

これで認定第6号 平成30年度西和賀町農業
集落排水事業特別会計歳入歳出決算の審査をひ
とまず終わりたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

続いて、認定第9号 平成30年度西和賀町水
道事業会計決算の審査を行います。

上下水道課長から事業の説明を求めます。

上下水道課長。

上下水道課長 それでは、平成30年度西和賀町水
道事業会計決算の概要についてご説明をいたし
ます。これにつきましても認定案件で概要を申

し上げておりますので、重複しないようにご説
明をしていきたいと思っております。

それでは、決算書に附属します事業報告書の
9ページをごらんいただきたいと思っております。事
業報告書の9ページにありますけれども、水道
事業といたしましては平成30年度に公営企業会
計への移行という大きな動きがありました。30年
度については前年度との比較はできないわけ
ですが、公営企業会計の移行に伴い、経営状況が
より透明になりましたので、今後の経営に生か
していきたいなというふうに考えているところ
です。

平成30年度の経営の状況を端的に申し上げれ
ば、1億5,583万8,270円の純損失を計上したと
いうこととなります。言うまでもなく、水道事
業の収入は財貨もしくはサービスの対価である
料金収入を基本としつつ、一般会計が負担すべ
き経費に対する一般会計からの繰入金、あるい
は将来の料金収入等によって償還される企業債、
それから国庫補助金等があるわけですが、
収入の41%を占める営業収益が1億1,758万
2,325円であることから、収支を改善していく
ということが最も大きな喫緊の課題かというふ
うに捉えているところです。

30年度の水道事業につきましては、西和賀簡
易水道施設の統合整備事業及び主要地方道盛岡
横手線の道路改良に伴う配水管の布設がえ工事
が大きなウエートを占めました。主要地方道盛
岡横手線の道路改良については、本年度、令和
元年度で大野地区が完了し、若畑地区につい
てはもう二、三年くらいかかるかなというふうな
話を岩手県土木さんのほうから聞き及んでいる
ところです。統合整備事業に関しては、令和元
年度も各戸に給水するための給水管接続工事を
引き続き行っておりますが、おおむね本年度で
事業完了予定で工事を進めているところです。

それでは、11ページ、12ページをごらんいた
いただきたいと思っております。平成30年度に発注した主
な工事を記載しております。

13ページをごらんいただきたいと思います。水質検査についてですけれども、水道法等で定められた検査を実施しておりますが、30年度はいずれも異常値を検出していません。安全な水を各家庭に供給できたと考えております。

それから、(3)のメーター交換のところですが、メーター交換は計量法によって8年ごとに交換しなければならないという定めがあります。平成30年度については346個を交換したということになっております。

15ページと16ページをごらんください。このページでは1件100万円以上の契約について掲載しております。一部先ほどの工事の分とダブるところがありますけれども、このような形で掲載しております。

それから、18ページから21ページは収益費用の明細を掲載しております。

続きまして、22ページから23ページまでは資本的収入支出の明細を掲載しております。

最後に、未納額の状況に関してですけれども、別冊の附属資料3ページをごらんいただきたいと思います。平成31年3月末時点で937万6,678円の未納額、未収金があるということです。

以上で平成30年度の西和賀町水道事業会計の決算事業の概要について説明を終わります。

委員長 上下水道課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 事業報告の9ページ、総括事項ということで今課長からもご説明がありましたが、こういう企業会計に移行して初年度ということであり、経営の状況の中でも総収入が2億9,600万で3億程度、そして当年度が1億5,500万の赤字ということでもあります。

議会にも公益企業会計に移る前に、担当課の前の課長さんのときであったというふうに思いしますが、公益企業会計に伴って水道料金も上げていかなければならないというようなご説明を

いただきました。今回、初年度の結果として、まず3億の総収入の中で1億6,000万は赤字だというような結果が出たわけですが、今後こういう結果を捉えて水道料金あるいは、もちろん公益企業会計に移行するという事は先ほども課長から答弁がありましたが、収支の均衡を図っていくのだということであるかというふうに思いますが、その点については今後どのように考えていますか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、お答えいたします。

まず、私先ほど収支の改善というようなことを申し上げましたけれども、一つの面においては委員のおっしゃるとおり料金の改定ということが考えられると思いますし、もう一つについてはやっぱり支出の面をより効率よくというか、無駄のないような支出にしていかなければいけないというような2つの面を持っていると思います。

料金につきましては、合併以来一度も改定を行っておりませんので、本来であれば3年から5年の範囲で1度見直すというのが通例になっていると申しますか、業界団体でそういうふうな考え方がありますので、そろそろうちのほうでも料金改定を見直す時期に来ているのではないかと感じております。

それから、先ほど申し上げましたように支出の面でより官公庁会計ではなく、企業会計に移ったことですので、やっぱり我々企業職員として水道事業が製造業であり、サービス業であるということをより自覚を持って、今後事業を推進していく必要があるのではないかと考えております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 こういう状況でありますので、他の市町村等でもやはり水道料金については大分人口減少に伴って問題になっております。上げていかなければならない、見直ししていかなければな

らないということであれば、その方針は早くお決めいただいて、ことし上げます、来月から上げますとか4月から上げますという、そういう早急な説明にならないように、町民には十分説明をして、ある程度ご理解をしていただければならないというふうに思いますので、早い形でそういう見直しについては準備、段取りをしていただいて、実施をしていただければというふうに思いますので、その点についてはどうですか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 委員おっしゃるとおり、喫緊の課題であるというふうな認識を持っておりますので、ただしやっぱり住民に理解を得られてこそその事業でありますから、その点については手順を踏みながら住民の理解を得るように進めていくようにしたいと考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 今の関連ですけれども、そしたらこの未納額についてもあるわけで、住民にやっぱり説明していかなければいけないと思いますけれども、これについての対策等あればお聞かせ願いたいと。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 未納については、基本的には料金をお支払いいただけなかった方には督促状を送って、それでもお支払いいただけなかった場合は催告をするというふうな手順で踏んでいるわけですけれども、今回の会計につきましては要は出納の整理期間がなかったために、請求したものが、本来入るべき金額が入っていないということで、大きく数字が表示されているということも実際はあるのですが、それにましても数百万の未納額があるということは事実ですので、それについても職員で大口の滞納者のところには個別訪問などをしながら支払っていただけるように努力をしていきたいと考えております。

委員長 刈田敏君。

1番 町の進め方として、上下水道課が徴収するということが本来の仕事なのかなというところ

もあるのですけれども、それもやっていくというような課長の考えですか。

委員長 上下水道課長。

上下水道課長 いずれ料金徴収、収納は水道事業と一体化しているものでありますので、今後役場の組織がどのようになるか、ちょっとそれは想像つかない部分もありますけれども、現状の体制ではやっぱり上下水道課で徴収していくべきだと考えております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで認定第9号 平成30年度西和賀町水道事業会計決算の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで上下水道課への質疑をひとまず終了し、次の林業振興課の審査に移るため、2時25分まで休憩します。

午後 2時12分 休 憩

午後 2時25分 再 開

委員長 休憩を解き会議を再開します。

続いて、林業振興課の審査を行います。林業振興課が所管するのは、2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費であります。

林業振興課長から事業の説明を求めます。

林業振興課長。

林業振興課長 林業振興課です。よろしくお願いたします。私から決算の概要につきまして、お渡ししております抜粋資料を用いて説明いたします。参考までに、本冊では歳出は2款総務費、1項総務管理費が56から57ページ、6款農林水産業費、2項林業費が112から119ページ、11款災害復旧費が172から173ページ、歳入は18から19、30から31、34から39ページとなっております。

それでは、抜粋資料の表紙をめくって1枚目、

ページ数では見開き1から2ページをごらんください。2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、25節積立金の3,000円は町有林造成基金の積み立てになっています。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費は、主に職員の給料、職員手当等のほか、有害鳥獣対策、車両の管理費、各所属団体等の負担金にかかわる支出となっています。

次に、1枚めくっていただき、見開き3から4ページをごらんください。2目林業振興費については林道維持管理費のほか、林地台帳作成業務、森林カルテ作成事業、森林エネルギー利用で切り開く西和賀町の未来推進事業、地域おこし協力隊招聘事業、森のサイクル普及啓発プロジェクト事業などにかかわる支出となっています。

地域おこし協力隊招聘事業は、平成30年度から協力隊が所属する各課に予算を配置しています。当課では2名所属し、うち1名は森林組合で、うち1名は小型バックホーや軽トラックなどを使い少人数で行う小規模な林業、自伐型林業のモデルケースづくりに取り組んでおり、その経費も含んでいます。

森のサイクル普及啓発プロジェクト事業は、森林の持っている多面的機能を発揮させるために必要な植える、育てる、使う、植えるという森のサイクルを推進するため、その重要性を普及啓発する事業です。町民を対象とした植樹祭のほか、子供たちを対象として森林体験教室等を行っています。平成30年度は北上信用金庫創立70周年記念の寄附金を活用させていただき、北上信用金庫の職員の皆様にもご参加いただき、9月に北上信金グラウンド周辺で植樹祭を行いました。

なお、負担金補助及び交付金の不用額約101万円は、年度末まで事業が継続する岩手県特用林産施設等体制整備事業と森林経営計画作成事業の実績が計画を下回ったことによるものです。

また、役務費から負担金補助及び交付金への

1万7,000円の流用につきましては、自伐型林業のモデルケースづくりにおいて必要な小型車両系建設機械特別教育受講料を誤って役務費に計上していたため修正したものです。

1枚めくっていただき、見開き5から6ページをごらんください。3目造林事業費は、主に町有林整備事業として下前地区の皆伐人工造林1.32ヘクタール、左草下前地区の間伐12.12ヘクタールと路網整備1,500メートル、左草地区の更新伐5ヘクタール、湯川下前地区の下刈り9.2ヘクタール、その他測量等を実施したものです。

次に、林業者施設費ですが、主にゆう林館、焼地台公園に係る指定管理料と修繕費となっています。

11款災害復旧費につきましては、林道小股沢線が前年の豪雨により被害を受け、路肩が崩壊したため修繕を行ったものです。

最後に、抜粋資料はありませんが、歳入について簡単に説明します。決算書の30から31ページの15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金については、歳出の3目造林事業の民有林管理事業の森林病虫害防除業務、同じく3目造林事業費の町有林等整備事業、2目林業振興費の森林整備地域活動支援交付金事業、同じく2目林業振興費の岩手県特用林産施設等体制整備事業の財源となる県からの補助金となります。

決算書の34から35ページの16款財産収入、3節流木売払収入302万367円につきましては、町有林の皆伐、間伐、更新伐のほか、自伐型林業のモデルケースづくりにおいて生産された木材を販売した代金となっています。

決算書の38から39ページの20款諸収入、1節林業費貸付金元利収入100万円については、森林組合への貸付金が返済されたものです。

以上が林業振興課関係の平成30年度決算の概要です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長 林業振興課長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑を許します。
淀川豊君。

10番 決算書の4ページ、地域おこし協力隊員ということで、今課長からも説明があります森林組合に1名、そして自伐型林業モデルケースの構築に1名ということでご説明をいただきましたが、平成30年度ではこの自伐型林業のモデルケースの構築に当たっているというか、活動しているということでありましたが、この自伐型林業モデルケースというのは、平成30年度であらかたモデルケースについては構築をされたということなのか、まだこれから不十分な点があって、平成31年度もそれに取り組んでモデルケースの完全な構築をしていくということなのか、その点についてと、もう一点、附属資料の91ページ、有害鳥獣対策事業であります。平成30年度における有害駆除の状況についてお伺いをしたいというふうに思います。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 自伐型林業についてのご質問でしたが、30年度は作業道をつくって、あと木材を出してということをやっているのですけれども、初めての年でしたので、ちょっと距離がそれほど伸びなかったですとか、材がそれほど出なかったりとかということがありましたので、31年度も継続して同じ両沢町有林というところで作業道をつくって材を出すということのもう少し効率を上げたりするということに挑戦していただいています。

あと、研修会を30年度の3月に初めてやっているのですけれども、31年度は全部で3回やる予定になっていて、今2回目まで終わっているという状況なので、そういった皆さんに広めていくというようなことにも力を入れていこうというふうに考えています。

それと、有害鳥獣駆除の関係なのですが、30年度はツキノワグマで、有害鳥獣駆除ということで捕獲した頭数は5頭というふうになっていま

す。そのほかカラス12羽、あとタヌキ1頭、ハクビシン2頭、ニホンジカ1頭というような結果になっています。

委員長 淀川豊君。

10番 自伐型林業モデルについてであります。今のご説明をいただくと、まず平成30年度もこのモデルケースの構築に当たっていききたいと、その後に普及、そういう活動もあわせて力を入れてやっていきたいということの認識でよろしいかという確認と、有害駆除についてであります。平成30年度は熊については5頭ということでありましたが、これはちなみに一般の町民からどれほどの情報が寄せられて、5頭の駆除につながったかということがわかればお話をいただきたいというふうに思いますし、今年度はこれまで熊の出没が多いような話も聞きますが、役場のほうにそういうような情報等はどれくらい入っていますか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 自伐型林業のほうは、そのような理解で31年度も継続してやっていきます。

有害鳥獣のほうなのですが、30年度は目撃したとか、あと被害があったというような連絡があった数で大体70件程度ありました。それで、31年度の状況なのですが、4月から9月12日までの間で90件ぐらいお電話をいただいている状況です。それに対して有害の申請を30件ぐらい上げております。捕獲されているのは今のところ7頭になります。そのほかに特例許可というのがあって、それは市町村ごとに割り振られてくるものなのですけれども、それについては10頭とれているので、計17頭捕獲されている状況です。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 今現在、わなはどれぐらいかけられていますか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 現在は10カ所かけています。

委員長 柿澤繁俊君。

11番 どうも貝沢地区のほうで10頭やなんかとれていると、同じところで2頭もとれているなんていうことを聞きますと、何か対策を講じていくのを……同じところばかりではなく、町内みんな出沒しているの、均等したわなのかけ方なんかを考えなければいけないと思うのですが、その辺はどうですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 全町的に出沒しているのは多いと思うのですが、まずご連絡いただいて、それで牛舎に入られたりとかそういう被害、あとは市街地というか、もう本当に自分の家の隣に毎日出てきているみたいな状況のことについては、やはり申請を上げて許可が早く出る場合もありますので、たまたま現在は貝沢が多い状況になっているかと思えます。

委員長 高橋宏君。

8番 私からも今の鳥獣被害のことなのですが、課長おっしゃられたように去年は5頭ということだったので、ことし私も酪農家に行くことが多いのですが、酪農家に行くことが多いのですが、酪農家などには搾乳機で結構機械でうるさいのですが、全然それを気にしない状況でもう来ているような状態です。なぜこんなにふえてきて、年々ふえてきているような状況と、年々熊が近づくということについての対策はないのでしょうか、何か対策とっていかないとこれから年々ふえていくのかなということですので、課のほうでどのような把握をしているのかなということと、あとは町有林の整備かどうかというのは、ちょっと私どころが町有林でどこが民営かわからなくてあれなのですが、町内伐採等のときに町外の業者さんも見えますのですが、基本的に町内、森林組合さんなどが大きいのでしょうか、こういう町有林とかの事業に関しては町内業者が優先的に行っているという状態ではなかったのかというこ

とについてお伺いします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 有害鳥獣の件なのですが、年々ふえているというふうに感じられているかと思えます。それで、多分そうなのだなというふうには感じていて、ただ有害鳥獣の駆除の捕獲の数からいくと、例えば平成25年は1頭、26年に17頭で、27年なんかはゼロなのですね。28年にまたいきなりふえて17頭、29年が19頭、30年にまた5頭というふうには波があるようです。

それで、研究者の方とか、あと県とかで担当から発表される注意報なんかを読みますと、ブナの実の豊凶によって、実がたくさんなればいっぱい食べて子供を産んで、その次の年がふえる、だけれどもその次の年に例えばブナが凶作になって、食べるものがなくて下におりてくるというような、そういう何か関係性があるらしくて、ことしはちょうどブナが去年はいっぱいになって、ことしならないという年なので、もともとことしは多くなるので注意してくださいというような注意報が3月ぐらいに県から発表されたりはしていました。なので、そういったブナの豊凶なども注目しなければいけないというふうに考えていますし、あとはどうしても山と人の生活しているスペースに徐々に境なくなってきたという部分もありますので、その境をつくるようにしていかなければいけないというのとも思いますし、あとは電牧の設置を推奨するような政策を考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

あと、町有林につきましては、ほかの業者さんが出入りしているというのは、西和賀町の場合74%が国有林になりますので、国有林の事業だと一般競争入札でほかの会社さんもばんばん入っている状況なので、多分その業者さんだと思います。町有林の事業ですとか、あと組合員の山は基本的には森林組合ですとか国生協のほうでやっていただいているというふうに認識しています。

委員長 刈田敏君。

1番 私も自伐型林業についてちょっとお伺いします。これ毎回聞いているかもしれないですけども、自伐型林業の目的というか、最大目指しているところをもう一度林業振興課のほうからお聞きしたいと思いますし、あとはいずれ林業振興にはまだまだもっと力を入れるべきだと思っている中で、地域おこし協力隊の募集の中に町の林業振興のパイオニアとなる隊員ということで、これはすばらしい言い方だなと思うのですけれど、いわゆるパイオニアとなる隊員というのはどういう人を望んでいるのか、その辺もお伺いいたします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 ありがとうございます。自伐型林業の目指しているところということなのですが、西和賀町で自分で森林を持っている方というのは結構いらっしゃる、せっかく資源を持っているのですけれども、それに気づいていない方ですとか、持っていてもちよっとどうしたらいいかわからないなという方ですとか、いろいろいらっしゃると思います。その中で、せっかく持っている資源を生かして世の中の役に立てていく、燃料として使う、薪として使うとか、それ以外にももちろん材として出すとか、そういったことを自分で挑戦できるようになっていただけたらという気持ちで、地域おこし協力隊の方に実際にそういうことをやっていただいて、道をつくって木を出してこられるようにしたり、木を切ること、材を出すことということに挑戦していただいて、それを町の方々が見ることによって、ちょっと自分もやってみようかなというふうに思っていて、そういう動きを盛り上げていきたいというようなことを考えて、やらせていただいています。

それと、パイオニアとなる隊員というのは、今言ったようなこととちよっとまた重なってしまうのですが、せっかく持っていて自分もやってみようかなというふうに思わなかったけれ

ども、地域おこし協力隊の人がそういうことを初めてやっていくことで、自分もやってみようかなという意味の、開拓していくという意味でパイオニアというふうに使っています。

委員長 刈田敏君。

1番 確かに理想とするところはすばらしいし、すごく難しいですけれども、そこで意識を変えるということは林業のみならず、全ての分につながるのだと思うのですけれども、もう少しアピール方やりながら内容をやっぱり町民に知らせて、実際最終的にはお金との絡みも出てくると思うので、そういう成果を出していただきたいと思いますけれども、可能性はやりたいということですが、実際としてもう少し力を入れていくべきだと思います。その辺は検討はなされているのか、お願いいたします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 29年度に地域おこし協力隊の方に学校に行っていたいただいて、29年の間というのは特段実際の作業とかもしていないので、ちょっと静かだったかなと思うのですが、30年度から町有林で事業を始めていて、徐々に、1年に1回になってしまったのですけれども、3月に研修会ということでやらせていただいて、何名か来ていただけたというのと、あと本人がフェイスブックを投稿していて、そこは町民の皆様だけではなくて、ほかの県外の人とかにも広がってくればなということ発信しているのですけれども、令和元年度については研修会の数もふやしましたし、フェイスブックは変わらず入れていただいて、あとはそれ以外に、町の方から例えばちょっと切ってみたいのだけれども、自分でやるには不安なので見てほしいとか、教えてほしいことがあるということに対して対応したことなんかもございますので、そういった形でもう少しアピールしていきたいというふうに考えています。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りをいたします。

これで林業振興課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで林業振興課への質疑をひとまず終了します。

以上で本日の日程は終了しました。

あすは午前9時30分より総括質疑を予定しています。初日に申し上げましたとおり、総括質疑にあっては会計課及び複数の款に係る質疑、複数の会計に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑となっておりますので、よろしくをお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午後 2時50分 散 会